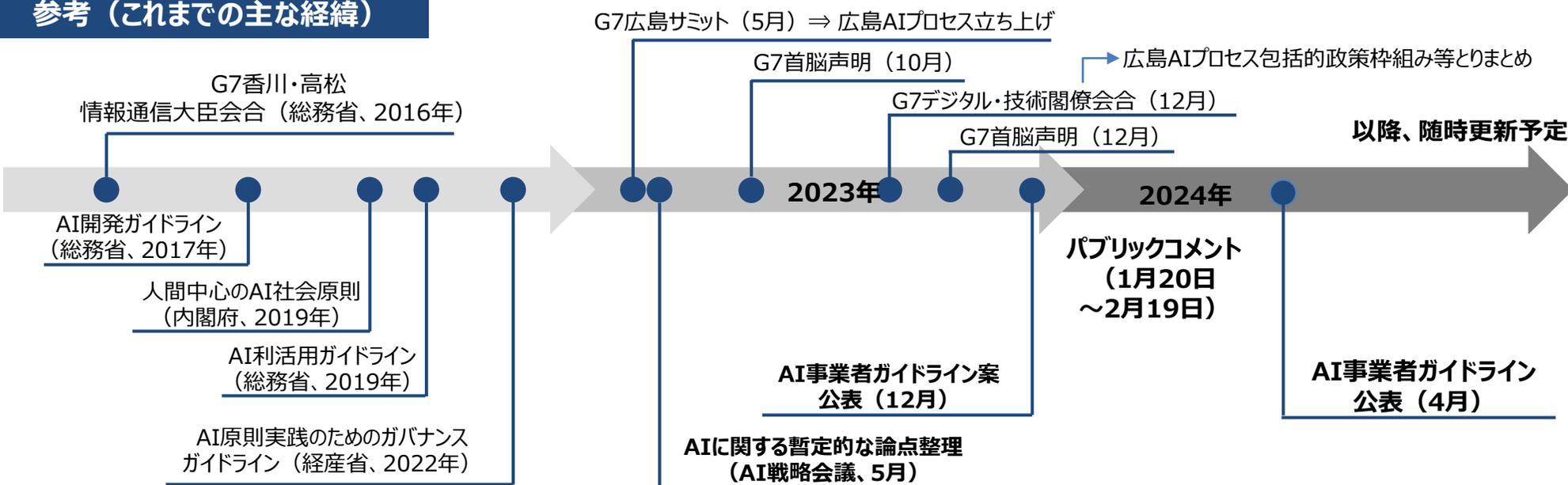


AI事業者ガイドライン（第1.0版） 概要

総務省
経済産業省

- 「AIに関する暫定的な論点整理」（2023年5月、AI戦略会議）を踏まえ、**総務省・経済産業省が共同事務局として、既存のガイドライン（注）を統合・アップデートし、広範なAI事業者向けのガイドライン案を取りまとめ**
（注）既存のガイドラインは次の3つ：AI開発ガイドライン（2017年、総務省）、AI利活用ガイドライン（2019年、総務省）、AI原則実践のためのガバナンスガイドライン（2022年、経済産業省）
- 検討にあたっては、**広島AIプロセスの議論やマルチステークホルダー・アプローチを重視**。総務省の「AIネットワーク社会推進会議」、経済産業省の「AI事業者ガイドライン検討会」及び各検討会下のWGを活用して、**産業界、アカデミア及び市民社会の多様な意見を反映**
- **パブリックコメント（2024年1月20日から2月19日まで実施）等を踏まえ修正し、AI事業者ガイドライン（第1.0版）を2024年4月19日のAI戦略会議（第8回）に報告し、公表**（今後も随時、適宜更新）

参考（これまでの主な経緯）



- 事業活動においてAIに関係する全ての者（公的機関等も含む）を対象
- 事業者を ①AI開発者、②AI提供者、③AI利用者（注）に大別し、3つの事業者カテゴリに共通の指針を括りだした上で（第2部C）、各カテゴリに特有、重要となる事項を整理（第3部～第5部）
（注）事業活動以外でAIに関係する者は含まない
- 簡潔な本編を補完するため、別添において詳細に解説

本編の構成

- 第1部 AIとは
- 第2部 AIにより目指すべき社会及び各主体が取り組む事項
- 第3部 AI開発者に関する事項
（データ前処理・学習時、AI開発時、AI開発後、国際行動規範の遵守等）
- 第4部 AI提供者に関する事項
（AIシステム実装時、AIシステム・サービス提供後、国際指針の遵守等）
- 第5部 AI利用者に関する事項
（AIシステム・サービス利用時、国際指針の遵守等）
- 総論
- 各論
- A 基本理念
 - B 原則
 - C 共通の指針
 - D 高度なAIシステムに関係する事業者に通の指針
 - E AIガバナンスの構築

別添

本編を補完する位置付け、次の事項を盛り込み

- AIシステム・サービスの例（各主体の関係性等を含む）
- AIによる便益、具体的なリスクの事例
- ガバナンス構築のための実践ポイント、具体的な実践例
- 本編の各項目に関するポイント、具体的な手法の例示、分かりやすい参考文献 等

（上記に加えて）

- 「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」を参照する際の主な留意事項
- チェックリスト
- 主体横断的な仮想事例 等

参考

AI事業者ガイドライン案を検討する
総務省、経済産業省の関連会議体

総務省

- AIネットワーク社会推進会議
（議長：須藤 修 中央大学国際情報学部教授）
- 同 AIガバナンス検討会
（座長：平野 晋 中央大学国際情報学部教授）

経済産業省

- AI事業者ガイドライン検討会
（座長：渡部 俊也 東京大学未来ビジョン研究センター教授）

- 広島AIプロセスで取りまとめられた高度なAIシステムに関する国際指針及び国際行動規範を反映しつつ、**一般的なAIを含む（想定され得る全ての）AIシステム・サービスを広範に対象**
- 実際のAI開発・提供・利用においては、本ガイドラインを参照し、**各事業者が指針遵守のために適切なAIガバナンスを構築するなど、具体的な取組を自主的に推進することが重要**

高度な
AIシステム*1に関する
取組事項

あらゆる
AIシステムに
関する取組事項

基本理念・原則

AIガバナンス

広島AIプロセスの成果（包括的政策枠組み）を反映

- ・ 全てのAI関係者向け及び高度なAIシステムを開発する組織向けの広島プロセス国際指針
- ・ 高度なAIシステムを開発する組織向けの広島プロセス国際行動規範

第2部 D.「高度なAIシステムに関する事業者に通じる指針」、第3部

原則を元に、各主体が取り組むべき指針や事項を整理

AI開発ガイドライン、AI利活用ガイドライン(総務省)も取込み

- 1) 人間中心、2) 安全性、3) 公平性、4) プライバシー保護、5) セキュリティ確保、6) 透明性、7) アカウンタビリティ、8) 教育・リテラシー、9) 公正競争確保、10) イノベーション

第2部 C.「共通の指針」、第3部～第5部

「人間中心のAI社会原則」の基本理念を土台とし、OECDのAI原則等を踏まえ、基本理念・原則を構成

第2部 A.「基本理念」 B.「原則」

AI原則実践のためのガバナンス・ガイドライン(経済産業省)を元に整理

第2部 E.「AIガバナンスの構築」

*1: 最先端の基盤モデル及び生成AIシステムを含む、最も高度な AI システム

各主体が取り組む主な事項の例（抜粋）

第2部

AIにより目指すべき社会及び各主体が取り組む事項

- 法の支配、人権、民主主義、多様性、公平公正な社会を尊重するようAIシステム・サービスを開発・提供・利用すべきである。また、憲法、関連法令、AIに係る個別分野の既存法令等を遵守、人間の意思決定や感情等を不当に操作することを目的とした開発・提供・利用は行わない
- 人間の生命・身体・財産、精神及び環境への配慮、偽情報等への対策、AIモデルの各構成技術に含まれるバイアスへの配慮
- プライバシー保護やセキュリティー確保、関連するステークホルダーへの情報提供（AIを利用しているという事実、AIモデルの情報等）
- トレーサビリティの向上（データの出所、開発・提供・利用中に行われた意思決定等）
- 文書化（情報を文書化して一定期間保管し、必要なときに、必要なところで、入手可能かつ利用に適した形で参照可能な状態とする等）
- AIリテラシーの確保、オープンイノベーション等の推進、相互接続性・相互運用性への留意等
- 高度なAIシステムに係る事業者は、広島AIプロセスで示された国際指針を遵守（開発者は国際行動規範も遵守）
- 「環境・リスク分析」「ゴール設定」「システムデザイン」「運用」「評価」といったサイクルを、マルチステークホルダーで継続的かつ高速に回転させていく、「アジャイル・ガバナンス」の実践 等

第3部

AI開発者に関する事項

- 適切なデータの学習（適正に収集、法令に従って適切に扱う）
- 適正利用に資する開発（安全に利用可能な範囲の設定、AIモデルの適切な選択）
- セキュリティ対策の仕組みの導入、開発後も最新動向に留意しリスクに対応
- 関連するステークホルダーへの情報提供（技術的特性、学習データの収集ポリシー、意図する利用範囲等）
- 開発関連情報の文書化
- イノベーションの機会創造への貢献 等

第4部

AI提供者に関する事項

- 適正利用に資する提供（利用上の留意点の設定、AI開発者が設定した範囲でAIを活用等）
- 文書化（システムのアーキテクチャやデータ処理プロセス等）
- 脆弱性対応（サービス提供後も最新のリスクを把握、脆弱性解消の検討）
- 関連するステークホルダーへの情報提供（AIを利用していること、適切な使用方法、動作状況やインシデント事例、予見可能なリスクや緩和策等）
- サービス規約等の文書化 等

第5部

AI利用者に関する事項

- 安全を考慮した適正利用（AI提供者が想定した範囲内での適正な利用）
- バイアスに留意し、責任をもってAI出力結果の事業利用判断
- プライバシー侵害への留意（機密情報等を不適切に入力しない等）
- セキュリティ対策の実施
- 関連するステークホルダーへの情報提供（業務外利用者等に平易かつアクセスしやすい形で示す等）
- 提供された文書の活用、サービス規約の遵守 等